（別添７）

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

平成１５年６月

水産物表示検討会

目　　次

１．趣旨　・・・・・・・１

２．ガイドラインの位置付け　・・・・・・・１

３．生鮮魚介類の生産水域名の記載方法扱い　・・・・・・・１

４．実施方法　・・・・・・・２

別紙１：我が国周辺の水域名　・・・・・・・４
別紙２：世界の水域名　・・・・・・・６
別紙３：広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例　・・・・・・・８
別紙４：国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の
　　水域名の記載例　・・・・・・１０

平成１５年６月
水産物表示検討会

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

１　趣旨

（１）現行の生鮮食品品質表示基準では、国産生鮮魚介類の原産地は生産水域名（又は養殖地名）を記載することが原則となっており、水域名の記載が困難な場合は、例外として水域名に代えて水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっている。

（２）消費者は、食品の安全性や品質の重視から、購入する魚介類がどこの水域で漁獲されたものかという生産水域に関する情報を求めるようになっている。しかし、実際には、生産・流通・販売の各段階において生産水域に関する情報伝達が不十分、水域名をどのように記載すればよいかが必ずしも明確でない、水揚げ港地の記載が最も容易等の事情から、大半の品目で水揚げ港の属する都道府県名が表示されているため、消費者のニーズに十分対応できていないほか、同一水域で漁獲されても水揚げ地によって都道府県名の表示が異なったり、都道府県名が水揚げ港地を示すのか又はその沖合などの生産水域を示すのか、わかりにくいといった指摘がなされている。

（３）このため、生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドラインを策定し、これを指針として、現行の水産物の原産地表示の基準に基づく生産水域名の表示を推進する。

２　ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、生鮮食品品質表示基準第４条に基づき、生鮮魚介類の生産水域名の表示を行う上での指針であり、この指針に沿って生産・流通・小売の各段階において生産水域名の記録・伝達・表示を行うものとする。

また、今後の運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じその内容の見直しを行うとともに、生産・流通・小売の各段階における生産水域名の記録・伝達・表示の適正な実施が確保された段階で品質表示基準の見直しを検討する。

３　生鮮魚介類の生産水域名の記載方法

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

（１）我が国周辺の水域名（別紙１）

①　一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名

（例）千葉県沖、銚子沖、北陸沖、山陰沖等
②　一般に知られている個別水域の名称
（例）陸奥湾、富山湾、紀伊水道、玄界灘、琵琶湖、石狩川等
③　我が国漁獲統計海区に準じた水域名

（２）世界の水域名（別紙２）
①　「ＦＡＯ漁獲統計海区」（FAO Fishing Area）の水域名
②　国名＋沖（水域、近海）の水域を表す名称（当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。）
（例）ニュージーランド沖、ペルー沖等
③　一般に知られている個別水域名
（例）地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

（３）留意事項
①　広域な漁場で操業する漁業種類の水域名（別紙３）
広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せずに一括して船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表し、かつＦＡＯ漁獲統計海区や我が国漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。
（例）日本海、インド洋、北太平洋等
②　国際的な漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名（別紙４）
国際漁業管理機関による漁獲証明制度が導入されている魚種（メロ、冷凍めばちまぐろ、冷凍みなみまぐろ、冷凍くろまぐろ）については、それらの漁獲証明制度の水域区分に準じた水域名を記載することができる。
（例）冷凍くろまぐろ(ICCAT)→太平洋、インド洋、地中海、大西洋等

４　実施方法
（１）生鮮食品品質表示基準第４条に基づき、
①　国産水産物については、生産水域名を表示する際は本ガイドラインに沿って生産水域名を表示する。（この際、生産水域名に水揚げ港名又は水揚げ　港が属する都道府県名を併記することができる。）
②　輸入水産物については、原産国名（義務）の記載とあわせ、本ガイドラインに沿った生産水域名の併記（任意）を推進する。

（２）生産者、卸売・仲買業者等の小売販売業者以外の販売業者は、生産水域名を外箱等の包装容器、送り状、伝票等の書類に記載し、販売先に伝達するものとする。

（３）小売販売業者は、生産水域名を包装容器や商品に近接した掲示等により

表示するとともに、売り場に生産水域を示す図を掲示する等消費者にわかりやすい表示に努めるものとする。

（別紙１）

我が国周辺の水域名

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

１　一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名
例：青森県沖、香川県沖、大分県沖、銚子沖、下田沖、明石沖、北陸沖、三陸沖、東北沖太平洋、山陰沖、四国沖等

２　一般に知られている個別水域の名称
（１）海洋
例：陸奥湾、富山湾、伊勢湾、相模湾、有明海、八代海、紀伊水道、豊後水道、周防灘、遠州灘、熊野灘、玄界灘、津軽海峡、対馬海峡等

（２）内水面（湖沼、河川等）
例：琵琶湖、浜名湖、サロマ湖、猪苗代湖、宍道湖、石狩川、利根川、信濃川、大井川、紀ノ川、吉野川、筑後川等

３　我が国漁獲統計海区に準じた水域名（別紙）

海区番号	水域名
1	北海道沖 （北海道沖太平洋） （北海道沖日本海） （オホーツク海）
2	日本太平洋北部
3	日本太平洋中部
4	日本太平洋南部
5	日本海北部
6	日本海西部
7	東シナ海
8	瀬戸内海

（注）広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せずに一括して船上保管し水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。（例：日本海、北日本太平洋等）

漁獲統計海区に準じた水域名

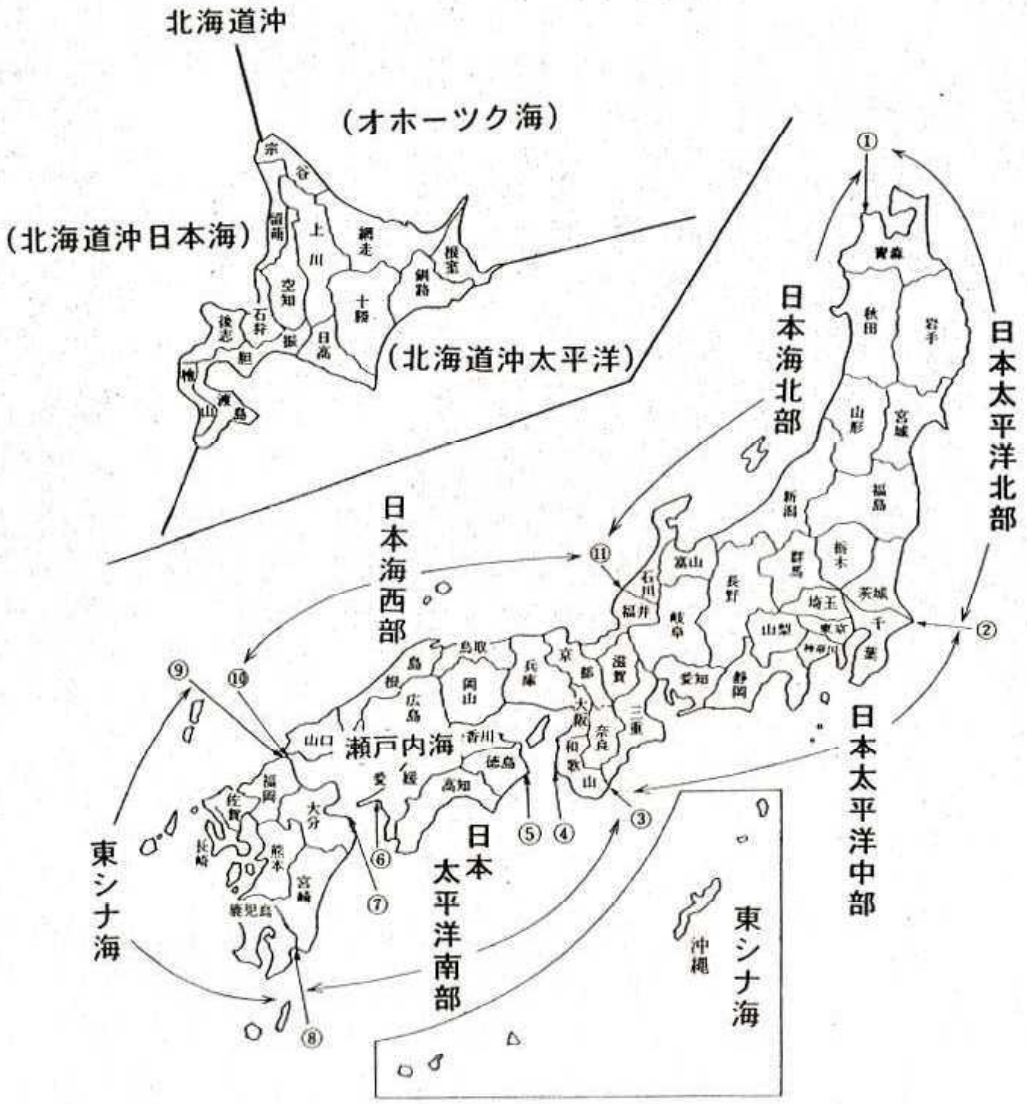

① 青森県東津軽郡三厩村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
② 茨城県と千葉県の境界
③ 三重県と和歌山県の境界
④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
⑦ 大分県北海部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
⑪ 石川県と福井県の境界